

災害への備え

昨年の台風では、市内で大きな被害を受け、強風による倒木などが原因で、大規模な停電も発生しました。
台風シーズンが始まる前に、今一度、樹木や空き地の管理を行いましょう。



道路上に張り出している樹木の伐採について

問〇国道・県道について 成田土木事務所管理課 ☎ (26) 4832
〇市道について 建設課 ☎ (93) 5747

車道や歩道の一部で、隣接する山林や個人宅地などが、次のような状態になっていることから、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

- 車道や歩道に樹木や枝が張り出している
- 枯れ木や枯れ枝の倒木がある
- 竹木の繁茂がある

土地（樹木）の所有者の皆さんには、樹木の伐採、または枝払いなど、適正な管理をお願いします。

沿道の倒木や張り出した枝などで、通行中の車両が損傷する事故などが発生した場合には、所有者が賠償責任を問われる場合があります。

倒木などによる停電・通信障害を防ぐために

問〇電線に倒木などが掛かっている場合
東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター
☎ 0120 (995) 007
〇電話線に倒木などが掛かっている場合
NTT 東日本故障受付センター
☎ 0120 (444) 113

台風などの被害による倒木・倒竹などが原因で、電線や電話線が断線し、停電や通信障害などの事故が発生しています。

こうした事故を未然に防ぐため、土地所有者は私有地内の樹木などの適切な管理をお願いします。

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

問県住宅課 ☎ 043 (223) 3228

令和元年台風第15号などの被災者に対する、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の申し込み受付は、8月31日（月）で終了します。

この制度は、千葉県が昨年の台風第15号などの被災者を対象として、県と被災者（入居者）・貸主（大家）の三者で入居契約を結び、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供するものです。

詳しくは問い合わせてください。

- 入居期間 2年以内



被災住宅修繕緊急支援について

問都市計画課 ☎ (93) 5148

令和元年台風第15号などで被害を受けた住宅に対する支援は、現在も受け付けています。

受付期限は、国の動向によって決定しますので、制度の活用を考えている人は、早めに相談してください。

■対象

- 現に被災した住宅に居住している人のうち、資力がなく、市から発行された罹災証明書を持っている。
- ※工事費用の全額が保険で適用できた場合は対象外。
- ※罹災証明書は防災課で申請を受け付けています。
- 屋根、外壁、床、建物と一体の設備など、日常生活に欠くことのできない部分の修理で税込10万円以上の工事。
(対象工事部分の撤去・処分費を含む。)
- ※家電、家具、フェンス、カーポート、外構などの修理費や処分費などは対象外。